

質 疑 回 答 書

件名：「飯塚市本庁舎外46施設電力供給」

番号	質問内容	回 答
1	各施設の現在の電力供給会社及び現在の計量日を教えてください。	各施設の現在の電力供給会社についてはNo46イイヅカコミュニティセンターのみ九州電力(株)、それ以外の施設は(株)エネットです。また、計量日については全施設毎月1日です。
2	各施設について、自動検針装置はついていますか。	全施設設置済みです。
3	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kW)、使用予定期間を教えてください。	自家発補給電力の契約はありません。
4	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。(力率割引を考慮する)	力率100%で算定してください。
5	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	いずれの単価も税込みとしてください。
6	入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理につきましては下記の端数処理方法にて算出して問題ございませんか A：基本料金＝契約電力×単価×力率（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持） B：電力量料金＝使用電力量×単価（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持） C：燃料費等調整（燃料費調整単価+市場価格調整単価）＝使用電力量×単価（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持） D：再エネ賦課金＝使用電力量×単価（小数点以下切捨て）	A：記載のとおりで問題ございません。 B：記載のとおりで問題ございません。 C及びD：入札には含みません。 ※入札内訳書（留意事項）を御確認下さい。 E：A+Bの合計（小数点3位以下切り捨て） でお願いします。

	※C・Dについては入札時に含む場合のみ E:月額合計=各月 A～D 合算（小数点以下切捨て）	
7	税込総額→税抜総額にする際 円未満切上として処理して問題ございませんか。	入札内訳書M列 108 行のとおり切り上げにて自動計算としています。
8	入札時に提出する内訳書について、各施設別に内訳書が必要となりますでしょうか。または全施設をまとめた内訳書 1 枚にて対応可能でしょうか（同一単価での提出となります）。	同一単価であっても別紙の「入札内訳書」に各施設別に記入をお願いします。
9	弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。 また、電子請求書について協議可能でしょうか。	電子請求書で対応可能です。
10	お客さまにはお客さま専用 Web ページにて電子請求書及びご使用量等検針結果をご確認頂くことになりますが、問題ありませんでしょうか。（Web からダウンロード）	Web ページで問題ありません。
11	ダウンロード可能な電子請求書へは押印及び請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。 ただし、請求書名には役職名及び代表者名まで記載をお願いします。
12	発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますご了承いただけますか。	税込みで問題ありませんが、内税○○円等の表記はお願いします。
13	契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますか。	【税込】 単価で 問題ありません。
14	請求書の支払い期限は請求書受領後 30 日以内に振込となります。（年度末でも同様）ご承諾いただけますでしょうか。	了承します（速やかな請求書の発送にご協力をお願いします）。
15	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますか。 (自動販売機・施設内の売店等)	了承します。

16	毎月の請求発行方法をご教示いただけますか。 ①施設別 ②一括（すべてまとめた請求書） ③④以外（詳細をご教示ください）	①施設別の発行をお願いします。
17	弊社の請求書は、原則、確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
18	燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますか。	九州管内の「みなし小売電気事業者」（旧一般電気事業者）の燃料調整費単価の適用で問題ありません。
19	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ありませんか。	問題ありません。
20	当該地域を管轄する電力会社(一般送配電事業者を含む)による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	世界情勢や金融・燃料費変動による状況の変化が発生した場合には、協議に応じます。
21	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか(500kW以上の協議制契約の場合)併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承お願いします。	現在のところ 500kW 以上の契約電力の変更の予定はありません。もしそのような状況になった場合には協議に応じます。
22	契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますか。	了承します。

23	<p>契約電力が 1 施設で 500kW 以上（協議制）の施設について、今現在の契約電力と直近 1 年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。</p> <p>例：契約電力：○○kW 最大需要電力実績：2024 年 1 月 ○○kW</p>	<p>直近 1 年間の最大需要電力の実績値については下記のとおりです。</p> <p>No1 本庁舎 契約電力：559kW 最大需要電力実績：2025 年 9 月 574kW</p> <p>No43 鎇西小中一貫校 契約電力：598kW 最大需要電力実績：2025 年 7 月 535kW</p> <p>No44 穂波東小中一貫校 契約電力：576kW 最大需要電力実績：2025 年 7 月 500kW</p>
24	<p>上記質問にて記載いただいている契約電力と仕様書に記載の契約電力に相違がある場合、仕様書の契約電力でのご契約が必須となりますか。</p>	<p>仕様書での契約電力での契約をお願いします。</p>
25	<p>電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近 1 年分の 30 分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。</p>	<p>本市では 30 分値データは保有しておりません。</p>
26	<p>30 分値データ等をお持ちでなく提供ができない方 落札時に「30 分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能でしょうか。</p>	<p>可能です。</p>
27	<p>当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設 30 分値の広域機関より提供いただくことが可能となりますがこちらの対応も難しいでしょうか。こちらも落札後のご対応となります。</p>	<p>回答番号 25 番及び 26 番のとおりです。</p>
28	<p>施設において建築・増築にかかる移転はござりますか。</p>	<p>ございません。</p>
29	<p>供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますか。</p>	<p>電力の契約に影響はしないと想定していますが、令和 8 年度に工事を予定する施設は以下のとおりです。</p> <p>No. 19 筑穂支所 トランス、コンデンサ等の更新（容量増減なし）</p> <p>なお、No. 5 防災センターについては令和 7</p>

		年度中に蛍光灯から LED への改修工事を行うため、令和 8 年度の電力使用量の減少が見込まれます。
30	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日 2 か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますか。	了承します。
31	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書 1 ヶ月分の写しをご提出は可能でしょうか。	落札後の協議とします。
32	入札対象施設の現供給者を教えてください。 (切替時に必要となります。) 最終保障契約の場合その旨お知らせいただけますか。別途必要書類の提出が必要となる場合がありますのでご了承いただけますか。	回答番号 1 番のとおりです。
33	・初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設がありますか。 ・また、自動検針装置（スマートメーター）の設置の有無を教えてください。	・前段ございません。 ・後段回答番号 2 番のとおりです。
34	各施設の現在の計量日を教えてください。	回答番号 1 番のとおりです。
35	現供給の計量日が 1 日以外の場合、弊社に切り替わった際は「1 日」に変更となります、ご容赦いただけますか。	回答番号 1 番のとおりです。
36	計量日はご使用期間末日の翌日 0:00 となりますのでご了承いただけますか。 (例：使用期間が 3/1～3/31 の場合、計量日は 4/1 0:00)	了承します。
37	川島排水ポンプ場の予備電源については入札金額算定には含めないが、落札した場合は予備電源も契約に含めるということでしょうか。	お見込みのとおりです。

38	川島排水ポンプ場の予備電源の契約電力は常用本線と同じという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	自家発補給電力のご契約のある施設はございますでしょうか。	回答番号3番のとおりです。
40	蓄熱割引等の適用ができませんが了承いただけますか。	了承します。
41	<p>・契約電力が500kW未満の施設は、各月の契約電力は「その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。」という運用になります。</p> <p>・契約電力が500kW以上の施設に於いては、仕様書に記載の契約電力が使用できる最大となります。</p> <p>契約電力が500kW以上で契約電力を超えて使用した場合、変更の必要性があるときは、発注者と受注者が協議して契約電力を変更することとなります。また、契約電力を超えた場合は、超過料金が発生します。</p>	<p>・前段その運用で結構です。</p> <p>・後段了承します。</p>
42	<p>契約電力500kW以上の施設で、仕様書の契約電力と現在の契約電力は同じでしょうか。</p> <p>供給開始に合わせて契約電力を変更する場合は、切替時に変更理由と根拠資料を提出いただきます。</p> <p>契約電力変更の承諾有無は送配電事業者での判断となります。</p> <p>変更が供給開始日に間に合わない場合は、変更する日をずらしていただきますがよろしいでしょうか。</p>	契約電力500kW以上の施設については、仕様書の契約電力と現在の契約電力は同じです。
43	<p>1年以内に協議により契約電力を500kW未満の値に減少した施設はございますか。</p> <p>その場合の定め方は以下の通りとなりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>「契約電力を減少された日以降12ヶ月の期間</p>	<p>1年以内に協議により契約電力を500kW未満の値に減少した施設はありません。</p> <p>また契約電力の減少後の定め方については了承します。</p>

	で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値が減少後の契約電力を上回る場合は、契約電力はその上回る最大需要電力の値とし、上回らない場合は、契約電力は減少後の契約電力とする。」	
44	弊社が契約となった場合、請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費等調整額それぞれ錢未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますかよろしいですか。	了承します。
45	1 施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。（例： 庁舎○○円、売店○○円等）。 ある場合は、対象施設と分担数を教えてください。また分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただきます。 分担支払いは請求書でのお振込みのみとなり、口座振替は対応しておりませんがよろしいでしょうか。 なお、分担後の請求書の発行はできませんのでご了承ください。	ございません。
46	弊社では、毎月の燃料費等調整額の計算において、旧一般電気事業者が電気需給約款に定める算定諸元（基準燃料価格等の算出係数や算定式）を用いて計算します。 これについては、弊社は応札時点において適用されている約款の算定諸元を用いて毎月の燃料費等調整金額を計算いたしますので、算定諸元が変更となった場合においても、応札時点の算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、ご承諾いただけますでしょうか。 ※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費等調整額（○.○○円）を固定するお願いではありません。	原則として、仕様書3その他(3)に明記しておりますとおり、「各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整・市場価格調整・離島ユニバーサルサービス調整 及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の旧一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件または選択供給条件によるものとする。」としております。

47	供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、基本料金単価、電力量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。	九州管内の みなし小売事業者（旧一般電気事業者）が基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際に、基本料金単価、電力量料金単価も見直しを行う場合は協議に応じます。
48	地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更是可能ですか。	協議に応じます。
49	契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。	協議に応じます。
50	契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。	契約期間中に供給停止を予定している施設はありませんが、仮にそのような施設があった場合には、協議の上対応します。
51	電気の契約を締結した場合には、その契約内容を 1 年間継続していただくことを原則とし、1 年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。供給開始後、1 年に満たないで契約を廃止される場合(または 1 年に満たないで契約電力を減少される場合、または契約電力を増加後 1 年に満たないで、契約を廃止される場合)は、当該部分について臨時電力を適用したものとして後日料金を精算することは可能ですか。	協議に応じます。
52	契約期間中に建替えや増築、トランク増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。 また、契約期間後に実施予定の工事であっても、契約期間中に小売電気事業者との手続きが必要と思われるものがありましたら、併せて教えてください。	回答番号 28 番及び 29 番のとおりです。

53	仕様書 2(9)に「紙媒体とは別に電子データ（エクセル）で送付すること。毎月 10 日までに送付すること。」とありますが、弊社では請求明細や使用電力量等のデータ提供は、web 上で閲覧並びにダウンロードができる無料サービスがございますので、こちらのサービスをご利用いただくことでよろしいでしょうか。	ダウンロード可能なデータがエクセル形式またはc s v形式のものであれば、差し支えありません。
54	弊社は、制限中止割引の適用が出来ませんが、ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
55	仕様書 3 (6) に「事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、当方が指令する連絡先へ指示・報告ができるようにしておくこととする」とありますが、停電などのお問合せについては、実際に送配電設備の運用・復旧を担う送配電事業者である九州電力送配電株式会社の各営業所へご連絡をいただきます。このような対応でご了承いただけますでしょうか。	了承します。
56	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	入札書にご記載いただく日付は、入札当日の日付（令和 8 年 2 月 12 日）でお願いします。
57	開札結果について公開方法・範囲を教えていただけますでしょうか。 あるいは開札結果を開札日（あるいは翌日）に電話かメール等でご連絡は可能でしょうか。	開札結果につきましては、令和 8 年 2 月 13 日に飯塚市公式ホームページ上で公開いたしますので、そちらでご確認をお願いします。公開範囲は、件名・納入場所・入札者名・入札金額・落札者名・落札金額を予定しています。
58	入札書を郵送提出する際、内封筒（入札書を入れる封筒）および外封筒の記載内容や郵送方法に指定はありますか。指定がある場合は、ご指示ください。	封筒の記載例につきましては、入札参加資格審査結果通知発送時に、電子メールにて添付資料として送付する予定ですが、外封筒には、告示文書に記載しております送付先・「入札書在中（開札日・案件名）」の記載及び封筒の継ぎ目に押印、内封筒（入札書を入れる封筒）には、「会社名」「件名：飯塚市本庁舎外 46 施設電力供給」をご記載ください。郵送方法につきましては簡易書

		留でご郵送ください。
59	契約書案を入札資料として事前に配布いただくことは可能でしょうか。	契約書（案）を添付していますので、ご確認ください。
60	開札結果について、公開方法、公開範囲および公開予定期限を教えていただけますか。	回答番号 57 番のとおりです。